その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑧　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

⑨　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、一の建築物中に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れて、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑩　６欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

⑪　６欄の「ハ」は、工事部分が２種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

⑫　６欄の「ニ」は、その建築物の規模に見合つた月数を記入してください。

⑬　６欄の「ヘ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

４．第三面関係

①　第三面は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物である場合に作成してください。当該建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに作成してください。

②　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③　１欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

④　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続き

	社会保険・社会福祉・介護事業	39
その他のサービス業	郵便業（信書便事業を含む。），郵便局	40
	学術・開発研究機関，政治・経済・文化団体	41
	その他の生活関連サービス業（旅行業に限る。）	42
	娯楽業	43
	宗教	44
	物品賃貸業，専門サービス業，広告業，技術サービス業，洗濯・理容・美容・浴場業，その他の生活関連サービス業（旅行業を除く。），協同組合，サービス業（他に分類されないもの）（記号 41 及び記号 44 に該当するものを除く。）	45
国家公務，地方公務	国家公務，地方公務	46
他に分類されないもの	他に分類されないもの	99

⑩　６欄は、一の建築物（１棟）ごとに記入してください。

⑪　６欄の「イ」は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、一の建築物（１棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、該当する番号を○印で囲んでください。なお、一の建築物中に、２種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「多用途」を○印で囲み、一番大きい床面積の用途について記入してください。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を○印で囲んでください。

⑫　６欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、地方公共団体の支庁若しくは支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するもの又は銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗をいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、料理店又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブ若しくはバーをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は(1)から(6)までに該当しない建築物をいいます。

（新設）

（新設）

⑬　６欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

４．第三面関係

①　第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

②　１欄の「イ」は、第二面の６欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

③　１欄の「ロ」から「ヘ」までは、該当する番号を○印で囲んでください。

④　１欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。